(七)　内閣総理大臣は、包括信用購入あっせん業者から、利用者支払可能見込額の算定に関する事項について報告等させることができるものとすることとした。(第三三条第六項第四号関係)

(八)　内閣総理大臣から消費者庁長官に委任されない権限として、経済産業大臣が認定包括信用購入あっせん業者に対して改善命令を行う場合における内閣総理大臣の事前協議権等を追加することとした。(第三七条関係)

(九)　その他所要の規定の整備を行うこととした。

2　施行期日

この政令は、割賦販売法の一部を改正する法律(令和二年法律第六四号)の施行の日(令和三年四月一日)から施行することとした。

◇絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第三五二号)(環境省)

1　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(以下「法」という。)第四条第三項の政令で定める国内希少野生動植物種として、アカモズ等を追加等することとした。(別表第一関係)

2　法第六条第二項第四号の政令で定める採取等を規制する卵及び種子として、1の種のうちアカモズ等の卵を追加することとした。(第二条関係)

3　法第四条第五項の政令で定める特定第一種国内希少野生動植物種として、1の種のうちヤシャイノデ等を追加することとした。(別表第三関係)

4　法第四条第四項の政令で定める国際希少野生動植物種の分類及び学名等を変更等することとした。(別表第二関係)

5　法第二〇条第一項の政令で定める登録の要件について、4の国際希少野生動植物種の分類及び学名等の変更等に伴い、変更等することとした。(別表第七関係)

6　その他所要の規定の整備を行うこととした。

7　この政令は、令和三年一月四日から施行することとした。

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令(政令第三五三号)(防衛省)

1　一等陸佐以下三等陸佐以上、一等海佐以下三等海佐以上又は一等空佐以下三等空佐以上の自衛官の定年を改めることとした。(別表第九関係)

2　この政令は、令和二年一二月三一日から施行することとした。

政　令

割賦販売法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十二月十六日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百五十号

割賦販売法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、割賦販売法の一部を改正する法律(令和二年法律第六十四号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

割賦販売法の一部を改正する法律の施行期日は、令和三年四月一日とする。

内閣総理大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

割賦販売法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十二月十六日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百五十一号

割賦販売法施行令の一部を改正する政令

内閣は、割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)第三十条の五の七、同条の規定により読み替えて適用する同法第三十条の二の四第一項、同法第三十五条の二の三第一項及び第三十五条の二の六第一項、同法第三十五条の二の十一第二項において準用する同法第十五条第二項並びに同法第四十条第三項、第四項及び第七項並びに第四十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

割賦販売法施行令(昭和三十六年政令第三百四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十五条」を「第二十七条」に改める。

第六条中「第三十三条の二第二項」の下に「、第三十五条の二の十一第二項」を、「第三十二条第一項」の下に「、第三十五条の二の九第一項」を加える。

第二十三条を次のように改める。

(認定包括信用購入あつせん業者による契約の解除等の制限の特例に係る極度額の上限等)

第二十三条　法第三十条の五の七の政令で定める金額は、十万円とする。

2　法第三十条の五の七の規定により読み替えて適用する法第三十条の二の四第一項の政令で定める日数は、七日とする。

第三十五条中「第三十四条の二第三項及び第四項」を「第三十条の六第二項及び第三項、第三十四条の二第三項及び第四項、第三十五条の二の八第二項及び第三項、第三十五条の二の十四第三項及び第四項」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十四条中「、クレジットカード等購入あつせん業者、立替払取次業者」を削り、同条第三号中「第三十三条の五及び第三十四条第一項、同条第二項において準用する法第二十条第二項、法」を「第三十四条、」に改め、同条を第三十六条とし、第三十三条を第三十五条とし、第三十二条を第三十四条とする。